

第 6193 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月10日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ パソコンを除却した日

Q : パソコンを廃棄物処理業者に委託して処分しましたが、除却損はいつ計上したらいいですか？

A : 原則はマニフェスト伝票の記載日ですが、引渡し日でも認められる場合があります。

【解説】

パソコンは、産業廃棄物の対象になりますので、むやみやたら処分することができず、廃棄物処理業者に委託する場合は多いのではないかと思います。

これまで、業者に引き渡せば所有権が相手に移るということで、その引渡しの時点で除却損を計上するということが行われてきましたが、廃棄物処理法ができてからは、パソコンが確実に処分される日(具体的には、いわゆるマニフェスト伝票によって処分が確定した日)まではそのパソコンを引き渡した者に責任があるということになっていますので、引渡し時ではなく、処分の確定した日でないと除却損を計上することはできないのではないかと考えられます。

ただ、実態としては、引渡しをした時点で、すでにそのパソコンは事業の用に供されていないことは明らかであり、仮に処分が確定しておらず所有権が引き渡した会社に残っていたとしても、実質的には有姿除却に近い状態にあるものと思われるので、今後使用しないということが内部資料で明らかであり、将来的にもこれを使わないということであれば、引き渡した日に除却したものとして処理しても認められるものと思われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

